

みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、みやざきリサイクル製品の認定及び普及の促進に関し必要な事項を定めることにより、廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進並びにリサイクル産業の育成と振興を図り、循環型社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物等 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。
- (2) 循環資源 循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定する循環資源をいう。
- (3) リサイクル製品 循環資源を原料の全部又は一部を利用して製造される製品をいう。
- (4) 認定事業者 第3条の認定を受けた者をいう。

第2章 認定等

(認定)

第3条 一般社団法人宮崎県産業廃物協会長（以下「協会長」という。）は、第1条に規定する目的の達成に資するものと認められ、かつ、次の各号に掲げる認定の要件（以下「認定要件」という。）のいずれにも適合すると認められる製品をみやざきリサイクル製品（以下「認定製品」という。）として認定することができる。

- (1) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている県内の事業所で、製造されていること。
- (2) 県内で発生した循環資源を原料の全部又は一部として製造されていること。
- (3) 原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令が遵守されていること。
- (4) 認定申請時において、既に販売され、又は申請から6月以内に販売されることが確実であること。
- (5) 安全性、品質及び循環資源の利用について、認定品ごとに協会が別表第1に定める認定基準を満たしていること。

(申請等)

第4条 前条の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みやざきリサイクル製品認定申請書（第1号様式）に次の各号に該当する書類を添付し、別に定める募集期間内に申請しなければならない。

- (1) リサイクル製品の種類及び用途
- (2) リサイクル製品の原材料の種類、性状及び循環資源の利用割合
- (3) リサイクル製品の製造（又は加工）の方法

- (4) リサイクル製品の販売実績（販売予定の場合には、その次期と販売開始から向こう1年間における販売予測）
 - (5) リサイクル製品製造、販売事業を適正に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有することを示す書類（ただし、産業廃棄物処理業の許可を取得している場合は適用しない。）
 - (6) リサイクル製品の公的規格を証する書面の写し
 - (7) リサイクル製品の公的試験期間の試験結果又は基準等に適合していることを示す書類
 - (8) 申請者が第5条の失格事由に該当しない旨の誓約書
- 2 前項の申請は、当該製品を業として製造する製造事業者又は製造、販売に係る形態等を勘案し実質的な製造事業者と認められる者が行わなければならない。
 - 3 申請者が、当該申請の全部又は一部を取り下げようとするときは、みやざきリサイクル製品認定申請取下書（第2号様式）を提出しなければならない。

（申請者の欠格事由）

第5条 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからヘまでのいずれかに該当する場合は、申請者になることはできない。

（審査及び認定手続き）

- 第6条 協会長は、第4条第1項の申請があったときは、認定要件への適合状況等に関し必要な審査を行わなければならない。
- 2 協会長は、第13条の規定に基づいて設置するみやざきリサイクル製品認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いた上で、前項の審査を行うものとする。
 - 3 協会長は、審査の必要な場合は、申請者に対して追加資料提出及び追加試験の実施を指示することができる。なお、この場合の費用は申請者の負担とする。
 - 4 協会長は、第3条の認定にあたり、特に必要があるものと認められる時は、認定の条件を付することができる。
 - 5 協会長は、第3条の認定をしたときは、申請者に対しみやざきリサイクル製品認定証（第3号様式）を交付するとともに、その旨を公表するものとする。

（有効期間）

- 第7条 認定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、再度認定を受けることが妨げない。
- 2 認定事業者が再度確認を受けるときは、有効期間が満了する年度の募集期間中に、みやざきリサイクル製品認定更新申請書（第1号様式）により、協会長に認定の更新を申請しなければならない。
 - 3 前条の規定は、前項の認定の更新について準用する。
 - 4 第1項ただし書きによる認定を受けたときは、当該認定日の前日をもって従前の有効期間が満了したものとみなす。

(変更申請)

第8条 認定事業者は、別表第2に掲げる変更が生じたときは、速やかにみやざきリサイクル製品認定変更申請書（第4号様式）により、その旨を申請し、第4条から第6条までの規定による審査を受けなければならない。ただし、別表第3に掲げる変更が生じたときは、事由発生日から30日以内にみやざきリサイクル製品認定変更届出書（第5号様式）により、その旨を協会長へ届け出こととする。

2 前項の認定変更を受けたときの有効期間は、従前の有効期間の残存期間とする。

(認定の辞退の届出)

第9条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、みやざきリサイクル製品認定辞退届出書（第6号様式）により遅滞なく認定の辞退を届け出なければならない。

- (1) 認定製品が認定要件に適合しないこととなるとき。
- (2) 認定事業者が第6条第4項の認定の条件を履行できなくなったとき。
- (3) 認定事業者が認定製品の製造を廃止するとき。

2 前項の規定のほか、認定事業者は、特別の事情がある場合は、第6号様式により、認定の辞退を届け出ることができる。

(認定の取り消し)

第10条 協会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定製品が認定要件に適合しなくなったとき。
 - (2) 認定事業者が不正な手段により認定を受けたとき。
 - (3) 認定事業者が第5条の申請者の欠格事由に該当したとき。
 - (4) 認定事業者が正当な理由がなく第6条第4項の認定の条件を履行しなかったとき。
 - (5) 認定事業者が第8条第1項及び前条第1項の規定に違反したとき。
 - (6) 認定事業者が第14条第1項の規定による報告をしなかったとき。
 - (7) その他協会長が特に必要と認めるとき。
 - (8) 前条の規定により、認定の辞退の届出があったとき。
- 2 協会長は、前項の認定の取消しを行うときは、必要に応じ審査会の意見を聴くものとする。
- 3 協会長は、第1項の認定の取消しを行ったときは、認定事業者に通知するとともに、認定事業者の同意を得た上で、速やかに公表するものとする。
- 4 認定事業者は、前項の通知があったときは、速やかに認定証を返還しなければならない。
- 5 第1項第1号から第7号までの規定により認定を取り消された者は、当該取消しのあった日から起算して5年を経過した後でなければ、第4条第1項の申請を行うことができない。
- 6 第1項の規定による認定の取消による損失が生じた場合は、当該認定を取り消された者がその責めを負うものとする。

第3章 協会及び認定事業者の責務

(協会の責務)

第11条 協会は、県及び市町村に対し、認定製品の優先的な使用に配慮するよう協力を求めるものとする。

2 協会は、認定製品の使用が促進されるよう、県民及び事業者、関係機関等に対し、認定製品に関する情報提供に努めるものとする。

(認定事業者の責務)

第12条 認定事業者は、認定製品の品質、安全性等を維持するため品質管理計画を作成し、その計画に基づき認定要件への適合状況を定期的に確認しなければならない。

2 認定製品の流通、販売過程において、消費者等の間で認定製品の品質、安全性等に関する問題が発生したときは、直ちに協会に報告するとともに、認定事業者が自らの責任においてその処理を行わなければならない。

3 認定事業者は、各年度の4月30日までに、前年度の認定製品の販売実績をみやざきリサイクル製品販売実績報告書（様式第7号）により、報告しなければならない。

第4章 審査委員会

(設置)

第13条 協会は、第6条第2項、第8条第1項及び第10条第2項の規定による意見を聴取するため、みやざきリサイクル製品認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 前項の規定による審査委員会の構成・運営については別に定める。

第5章 報告の微収等

(報告の微収等)

第14条 協会長は、この要綱の施行に必要な限度において、認定事業者若しくは認定事業者に循環資源を供給する者（以下「認定事業者等」という。）から認定製品の製造等の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又は認定事業者等の同意を得た上で、その職員に、認定事業者等の事務所若しくは事業場に立ち入り、認定製品の製造等の状況に關し、設備、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提供しなければならない。

第6章 雜則

(表示)

第15条 認定事業者は、認定製品に別に定める認定マーク及び認定を受けた旨の表示又はそのういづれかを付することができます。

2 何人も、認定製品以外の製品に認定マーク若しくは認定を受けた旨の表示又はこれと誤認する表示を付してはならない。

(庶務)

第16条 この要綱に関する事務は、社団法人宮崎県産業廃棄物協会において処理する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年 1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

別表第1（第3条関係）**認定基準**

No. 1

区分		認定基準
1 安全性	(1) 特別管理廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物並びに同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原料として使用していないこと。
	(2) 有害物質	ア 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壤の汚染に係る環境基準（溶出量）を満たしていること。 イ 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項（溶出量）及び第2項（含有量）の規定による基準を満たしている事
	(3) ダイオキシン類	ダ イオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定によるダ イオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の低質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準に基づいて実施する測定の結果が次の基準を満たしていること。（媒体は「土壤」を適用） 《基準値》250pg - TEQ / g 未満
2 品質	ア 宮崎県グリーン購入基本方針に品質等に関する判定基準が示されている場合は当該基準を満たしていること。 イ 次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。 (ア) 日本工業規格 (イ) 日本農林規格 (ウ) エコマーク認定基準 (エ) その他公的機関等が定める基準	
3 循環資源の利用割合	ア 品目ごとに別に定める率の循環資源を原材料として使用していること。 イ 宮崎県グリーン購入基本方針に循環資源の利用割合に関する判断基準が示されている場合は当該基準を満たしていること。	

備考

品質又は循環資源の利用割合に関する基準が存在しない製品については、原則として公的機関等が定める類似の製品の基準によるものとする。

(一社) 宮崎県産業廃棄物協会認定リサイクル製品循環資源配合率

No. 2

循環資源	製品類型	配合率
紙くず・古紙	衛生用紙(ティッシュペーパー、トイレットペーパー等)	県物品調達方針による
	情報用紙(印刷用紙、フォーム用紙等)	県物品調達方針による
	事務用品(ノート、ファイル、事務用封筒等)	県物品調達方針による
	紙製に包装用紙(緩衝材、紙トレー等)	おおむね 90%以上
木くず	木材等を使用したボード	おおむね 100%
	廃木材再生品(鉛筆、定規等)	おおむね 100%
	廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品 (屋外用品、運動具、家具、生活・文化用品等 梱包用材、木炭、土壤改良資材、活性炭等)	おおむね 70%以上
廃プラスチック類	再生材料を使用したプラスチック再生品 (擬木、プランター、型枠等)	おおむね 70%以上
	再生 PET 樹脂を使用した再生品 (衣服、身の回り品、履物、工業用製品等)	おおむね 50%以上
ガラス及び 陶磁器くず	タイル、ブロック、容器など再生材料を使用した製品	おおむね 20%以上
がれき類 無機性汚泥	再生土木資材 (再生路盤材、再生加熱アスファルト混合物等)	おおむね 50%以上
焼却灰	再生材料を使用したタイル・ブロック	おおむね 40%以上
フライアッシュ	フライアッシュ(石炭灰)を使用した再生土木資材	おおむね 5%以上 (セメントとフライアッシュの合計量に対するフライアッシュの割合が 25%)
溶融スラグ	一般廃棄物及び下水汚泥の溶融スラグを使用した再生土木資材	おおむね 5~10%程度
動植物性残さ 家畜ふん尿 有機性汚泥	肥料、土壤改良材	おおむね 60%以上

- 注) (1) 複数の循環資源を使用する配合の配合率は関係する配合率のうち最も高いものを適用し、配合率の計算は起用する循環資源の重量割合の合計とする。
- (2) 循環資源の配合率が基準値をはずれることがあるても、合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。
- (3) 循環資源の品目の定めのないものについては、認定審査委員会で協議するものとする。

別表第2（第8条第1項関係）**変更申請事項**

項目	変更の内容（申請事項）
1 規 格	みやざきリサイクル製品の規格を変更し、又は追加しようとするとき（ただし、試験等を必要としない軽妙な変更の場合は届出とする。）
2 製造事業場	みやざきリサイクル製品の製造事業場を移転し、又は追加しようとするとき。
3 原 料	みやざきリサイクル製品の原料を追加しようとするとき。

備考 認定の条件が付されている場合は、当該条件の履行に関連する事項の変更は認めない

別表第3（第8条第1項関係）**変更届出事項**

項目	変更の内容（届出事項）
1 認定事業者	認定事業者の指名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名を変更するとき。
2 製 品 名	みやざきリサイクル製品の製品名を変更するとき。
3 規 格	みやざきリサイクル製品の規格を変更し（試験等を必要としない軽妙な変更に限る。）又は廃止するとき。
4 製造事業場	(1)みやざきリサイクル製品の製品の製造事業の名称を変更するとき。 (2)住居表示の変更等により、みやざきリサイクル製品の製造事業場の所在地の表示が変更されるとき。
5 原 料	みやざきリサイクル製品の一部の原料の利用を取り止めるとき。
6 利用割合	みやざきリサイクル製品の原料となる循環資源の利用割合を、認定基準に適合する範囲で変更するとき。

備考 認定の条件が付されている場合は、当該条件の履行に関連する事項の変更は認めない